

教宣 せぶん

闘争体制

3月9日を自主交渉打ち切り日と定め、私たちは、契約係従業員制度を存続させる要求を会社に提出しています。会社が私たちの要求に沿った解決をはからなければ、争議通告をしたうえで、スト権を行使した闘争体制に入ります。特に、判決が下される3月26日以降は「2週間総行動」と銘打ち、会社に控訴を断念させるたたかいに入ります。波状的にスト権を行使しながら、さらに世論に訴える行動を展開していくわけですが、このたたかいは、いままさに正念場を迎えようとしています。

もちろんこのたたかいが3月9日までの自主交渉で解決することがベストな道です。闘争体制を組まずして、判決を待たずして、解決することに越したことはありません。そういう道を目指すためにも、私たちは自主交渉打ち切り日を定め、労使の話し合いでこの問題を解決するべく会社にパイを預けています。しかし、都労委の是正勧告にさえ4カ月もの間従わなかった当社経営の姿をみれば、その可能性は極めて薄いといわざるを得ません。さらにいえば、朝日闘争に見るような過去の大手資本の出方、東海闘争に見るような過去の東海経営の出方を考えれば、当社経営が出された「判決」にさえ素直に従うかどうかもわからないような状況です。

私たちは地位確認訴訟の裁判を通して、会社が行った私たちへの攻撃が必ずや断罪されると確信しています。裁判を通して注いできたエネルギー、流してきた汗が必ずや報われると確信しています。どんな業界でも「コンプライアンス」が叫ばれ、社会全体に法令順守の意識が高まっているご時勢です。法令を守らなかった企業や、常識・良識を欠いた企業が社会的な信用を失墜させていく記事が毎日のように紙面をにぎわせています。私たちの業界も保険金不払い問題や保険料もらい過ぎ問題で築き上げてきた信用を失った矢先です。こんな情勢、局面の時に、下された「判決」に損害保険業界のトップカンパニーが従わないということがどういうことになるのか、当社トップも考えざるをえないはずです。

東京海上日勤経営がもっている経営としての「こだわり」「プライド」があります。端的な例をあげれば、要請行動に対して玄関先で受けるという非礼なふるまいです。裁判で証言した「都労委の勧告に従ったわけではない」という強弁です。3月26日に判決が下されれば、経営は自らが持つ独特な「こだわり」と、いまの社会情勢や「世論」をはかりにかけることになるでしょう。だからこそいま私たちには、さらに会社の横暴を世論に訴える運動が必要になります。さらに世論を巻き込んで会社を追いつめることが必要になります。私たちが持っている権利、戦術、できるうることすべて

を駆使して、これからのたたかいに臨む必要があります。

判決を土台に、さらに世論を巻き込み、会社に解決を迫る。そのために強固な闘争体制を確立する。さあ、そのたたかいのイメージをつくりましょう。